

- ビザの種類:E1 であれば条約貿易家資格、E2 であれば条約投資家資格です。E1/E2 の前にある文字の R は一般旅券(Regular)の意味です。
- 有効期間は Issue Date より Expiration Date までの期間です。ノーマルビザの場合は、約 5 年間です。TDY(Temporary Duties)の場合は、渡米の目的に準じますが、領事の判断により、5 年間有効なビザが発給される場合もあります。
- Annotation に書かれた会社での就労に限ります。ただし、Headquarters から Branch への異動は可能です。
- 21 歳以上のお子様は帯同家族として認められません。ビザの有効期間が 21 歳の誕生日前日までとなっておりますので、ご注意ください。
- 面接時に提出した書類が大使館審査終了後に返却されます。(審査ケースによっては返却されないこともあります。)

2. ビザを使っての入国手続き

- 正式な着任前であってもビザ申請時の目的(＝就労)で入国する場合、ビザを使って入国してもかまいません。ただし厳密には雇用関係が成立する異動日までは就労すべきではありません。一方、生活準備や打ち合わせ等の出張目的で渡米し、正式な着任の前に一度日本へ帰国するのであれば、前述の考えに基づき、取得した就労ビザは使わずに入国すべきと考えます。90 日を超えない商用であれば、ESTA の認証を受け、ビザなしで入国すべきです。入国審査官にビザで入国しない理由を問われた場合は、ビザはあっても今回の滞在目的はそのビザで認められた活動ではないと説明してください。ただし入国審査官によっては目的が違ってもそのビザでの入国を指示する可能性があります。
 - ビザは入国許可証ですが、最終的な判断は入国審査官が行います。有効なビザを保有していても、入国が拒否されることがあります。
 - 観光旅行など、ビザ申請時の目的と明らかに異なる場合は、ビザを使用せずに入国します。(ESTA の認証手续が必要です。)入国審査官に対しその旨を説明します。
 - 2013 年 4 月 30 日より航空機または船舶を利用した場合、I-94 (入国カード)の自動化に伴い、入国カードの記入、提出、返却が不要となります。入国後に滞在期限を必ず確認し、印刷をして保管することをお勧めします。期限を超えて米国に滞在するとオーバーステイになりますのでご注意ください。 The U.S. Customs and Boarder Protection (CBP)のウェブサイト(<https://i94.cbp.dhs.gov/I94>)にアクセスすることで出入国記録の確認できます。陸路で入国する場合は従来通り出入国記録カードの記入、提出、出国時に返却が必要となりますのでご注意ください。
- (1) 入国審査官にパスポートを提出します。
 - (2) 入国審査官から質問があります。入国目的などを英語でご説明されるのにご不安のある場合は、サポートレター（署名のないものでも可）を提示することをお勧めします。
 - (3) 電子的な指紋採取とデジタルカメラによる写真撮影が行われます。
 - (4) パスポートに入国スタンプが押され、戻されます。必ず入国資格（ビザ資格）と滞在期限を確認し、間違っている場合はその場で訂正を受けてください。E ビザは通常 2 年間の滞在許可が与えられます。ただし、残存期間が短い場合はビザ期限までしか滞在許可が貰えない場合もあります。また、パスポートの有効期間満了日が入国日から 2 年以内の場合は満了日までしか滞在許可を貰えませんので、ご注意ください。

3. 再入国

- 再入国は「2. ビザを使っての入国手続」の要領で行います。必要に応じてサポートレターをご準備ください。
新しい滞在期限が再入国時から 2 年間で与えられます。ただし、ビザ期限が迫っている場合や、TDY の場合はビザ期限までしか滞在許可が与えられない場合もあります。

4. 米国滞在中の注意

- ビザの期限は入国が許可される期限であり、合法的に滞在が認められる期限とは異なりま

す。特に E ビザではビザが有効でも滞在期限が切れることがありますので、ご注意ください。逆にビザが無効でも滞在期限内であれば合法的に滞在することができます。アメリカ国内では滞在期限に、アメリカ国外ではビザの有効期限にお気をつけください。期限を超えて米国に滞在するとオーバーステイになります。

- 帯同家族は主たる申請者が帰任/帰国する時点で、たとえ帯同家族の I-94 の期限がまだ十分残っていたとしても家族だけがそのまま米国に滞在すべきでないと考えます。

5. 滞在許可の延長

- 再入国による延長
 - E ビザの有効期限前であれば、滞在期限を過ぎる前に、アメリカを出国します。(ただし、メキシコ、カナダ及びカリブ海諸国はビザ的には出国したとは見なされません) E ビザを使って再入国すれば、2 年間(場合によってビザ期限まで)の新しく滞在許可が与えられます。
- 移民局での延長 (Extension of Stay)
 - 米国を出国せず滞在期限を延長する方法です。移民局での延長は、滞在期限満了の 6 ヶ月前から申請が可能です。許可されると、通常新しい 2 年間の滞在が許可されます。滞在許可証 (I-94) はその際発行される I-797 に添付されます。米国を出国しなければ、移民局での滞在期限の延長を繰り返すことにより、ビザの更新をすることなく米国に滞在し続けることが可能です。

6. ビザの更新

- E ビザの更新は日本の大使館、領事館で行わなければなりません。
- ビザの有効期限の 1 年前からビザの更新手続きが可能です。
- 2007 年 11 月 1 日以降に発給されたビザであればビザ面接が免除されます。ただし日本に滞在している必要があります。
- 更新は東京大使館、大阪総領事館いずれでも可能です。

7. ビザ申請時の目的が終了した場合

- ビザ申請時の目的が終了した場合は、たとえビザの有効期限が残っていても、そのビザを使って別の就労目的での米国入国はビザの濫用となりますのでご注意下さい。

なにかご不明な点がございましたら、どうぞご遠慮なくお問い合わせください。

株式会社グリーンフィールド・オーバーシーズ・アシスタンス

電話: 03-6261-9501 e-mail: greenfield@green-f.biz